

平成 27 年度の県立特別支援学校の再編整備について

★ 平成 26 年 7 月 11 日（金）開催の教育委員会会議において、次のとおり、県立特別支援学校の再編整備が決定されました。

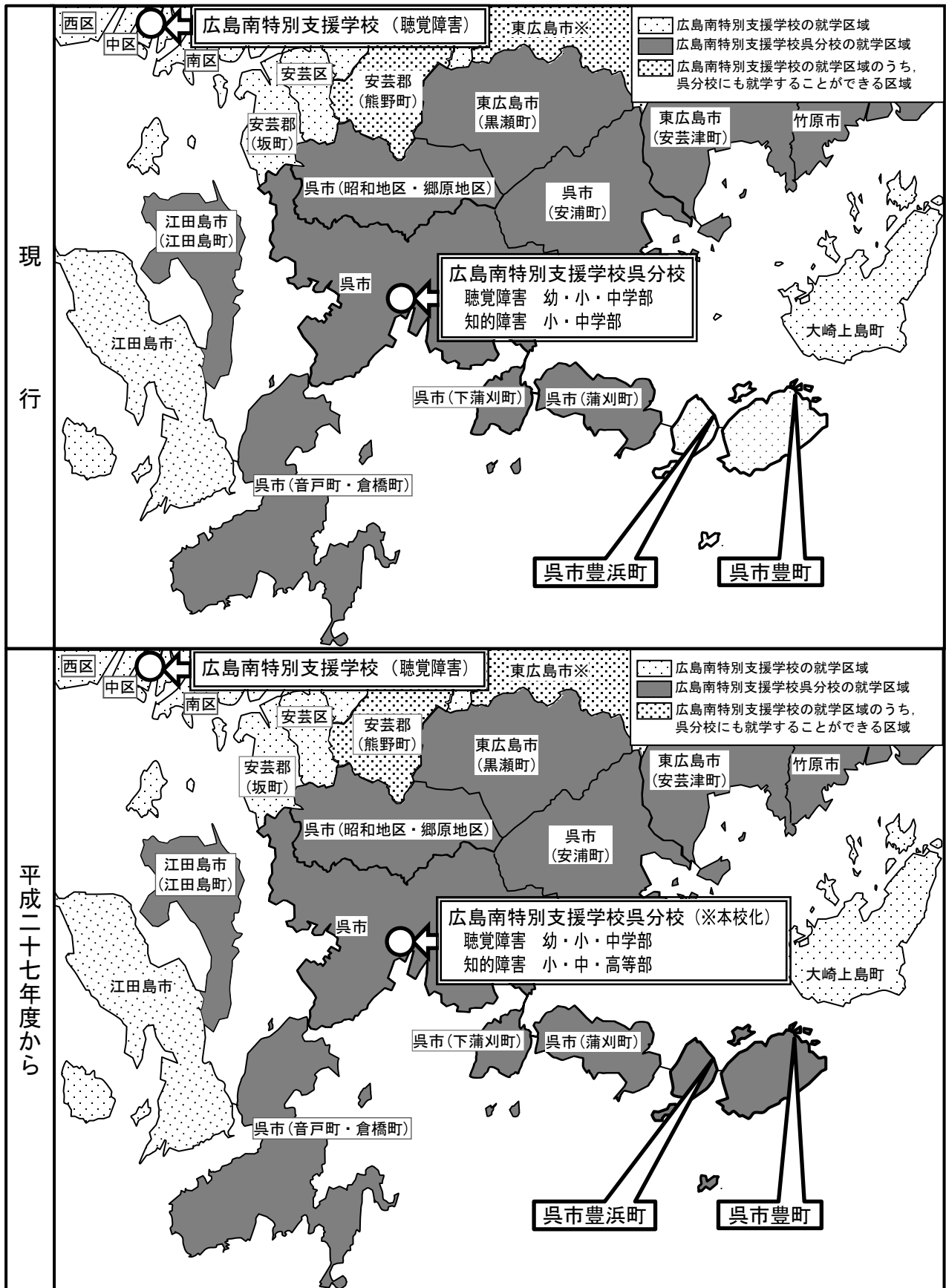
○ 広島南特別支援学校呉分校（聴覚障害及び知的障害に対応）について、平成 27 年度から知的障害に係る高等部の受入れを開始するとともに、本校として独立させる。
知的障害に係る高等部の就学区域は、知的障害に係る小学部及び中学部の就学区域と同様に、呉市のうち、昭和地区、郷原地区、音戸地区及び倉橋地区を除く区域とする。

○ 呉市豊浜町及び豊町を、本校化した呉分校の聴覚障害及び知的障害の就学区域に変更する。

※ 昭和地区、郷原地区、音戸地区及び倉橋地区は、それぞれ呉市役所昭和支所、同市役所郷原支所、同市役所音戸支所及び同市役所倉橋支所の所管区域を指す。

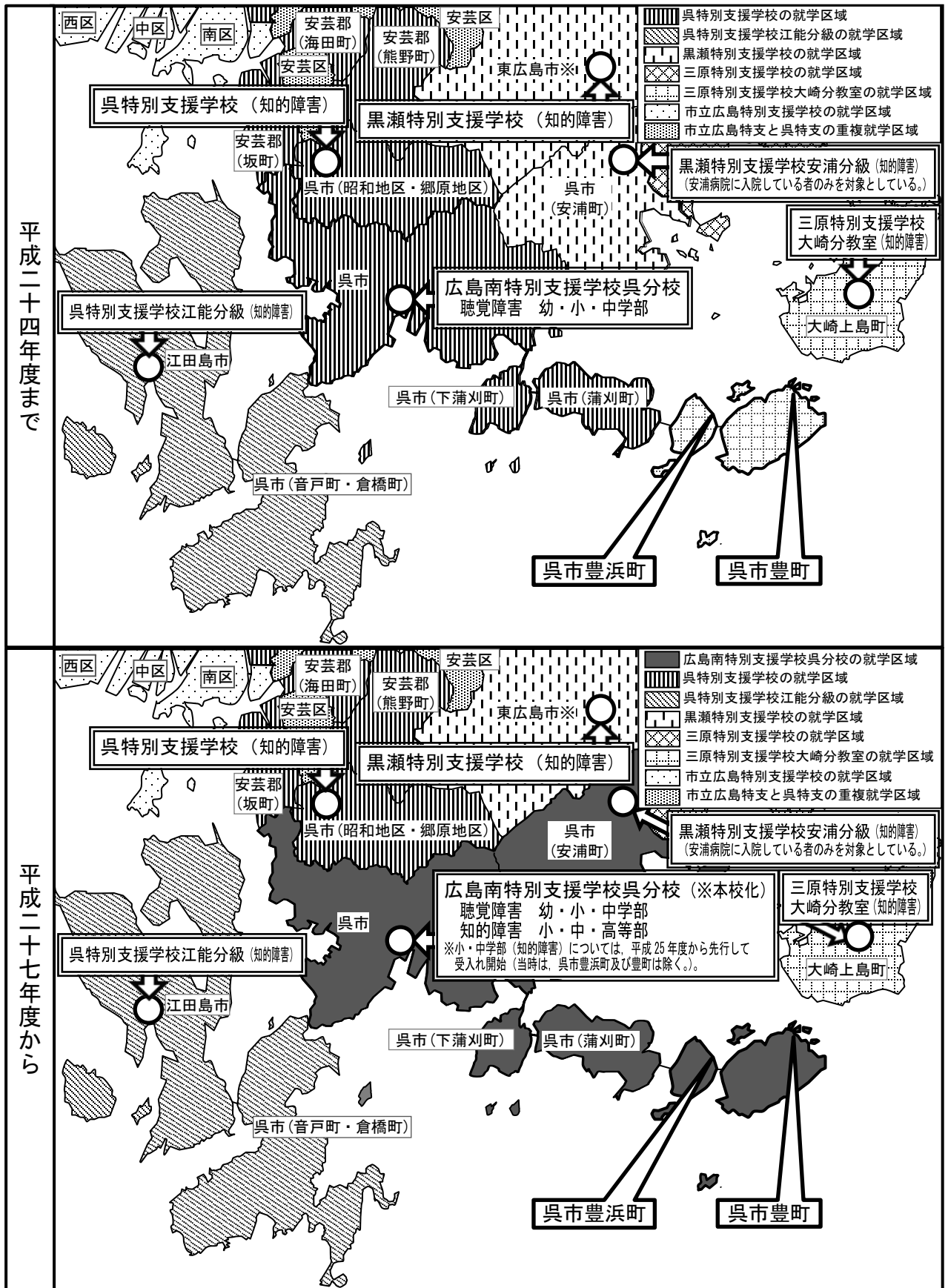
平成 26 年度		平成 27 年度	
広島南特別支援学校呉分校		(本校化)	
聴覚障害 (幼・小・中学部)	→	聴覚障害 (幼・小・中学部)	
知的障害 (小・中学部)	→	知的障害 (小・中・ <u>高等部</u>)	
呉市豊浜町及び豊町に係る就学区域			
障害種別	該当する特別支援学校	障害種別	該当する特別支援学校
聴覚障害	広島南特別支援学校	聴覚障害	本校化した広島南特別支援学校呉分校
知的障害	三原特別支援学校 大崎分教室	知的障害	(該当する障害種別)

聴覚障害を対象とした県立特別支援学校の就学区の変更(幼・小・中学部のみ)



※地図中の「呉市(昭和地区・郷原地区)」は、呉市役所昭和支所及び同市役所郷原支所の所管区域を指す。
 ※地図中の「東広島市※」は、東広島市のうち、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町及び安芸津町を除く区域を指す。

知的障害を対象とした県立特別支援学校の就学区域の変更



※地図中の「呉市(昭和地区・郷原地区)」は、呉市役所昭和支所及び同市役所郷原支所の所管区域を指す。
 ※地図中の「東広島市※」は、東広島市のうち、河内町及び安芸津町を除く区域を指す。